第7回「いのちの授業」大賞表彰式

II 共生社会づくりにかかわる人づくり

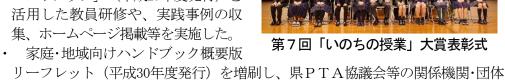
1 豊かな心を育む教育の充実と、不登校、いじめ・暴力行為への対応の強化

① いのちの尊重に関する教育の推進

取組み1 「いのちの授業」」の取組み

実績・成果

- かけがえのない「いのち」や、人への思いやりなどを大切に感じる心を育むため、県内すべての学校で「いのちの授業」を実施した。
- ・ 「いのちの授業」の更なる充実を図るため、「かながわ『いのちの授業』 ハンドブック」 (平成29年度発行)を 活用した教員研修や、実践事例の収集、ホームページ掲載等を実施した。



- と連携し広く配付するなど、家庭や地域における「いのちの授業」を推進した。 第7回「いのちの授業」大賞の児童・生徒作文の募集において、「ともに生き る社会かながわ憲章賞」を新設した。いのちの大切さや憲章の理念等について考
- え、記述した作文8,237編(前年度比+1,199編)の応募があり、優秀作品の筆者と授業実践者を表彰し、受賞作品の文集を作成、配付した。高校生向けの教材「かながわ『いのちの授業』ワーク集」を作成し、各校で授業やホームルーム活動、行事での講話等でワーク集を活用することを通して「と
- 校長講話等を通して、児童・生徒が「ともに生きる社会かながわ憲章」に触れる機会を実施した。

もに生きる社会かながわ憲章」の理念の理解促進に努めた。

課 題

- ・ 「いのちの授業」について、家庭や地域により一層周知していくことが課題である。
- ・ 他者を思いやる心など、子どもたちの豊かな人間性を育む教育の充実を引き続き推 進することが課題である。
- ・ 「かながわ 『いのちの授業』ワーク集」の更なる活用や取組みの普及、及び「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念の理解がさらに深まるように工夫することが課題である。

今 後 の 対応方向

- ・ 家庭・地域における「いのちの授業」の実践事例のホームページでの紹介や「いのちの授業」大賞表彰式の工夫などにより、家庭や地域への一層の周知を図る。また、学校における「いのちの授業」の取組みを共有し、全校で各教科等において「いのちの授業」を引き続き展開していく。
- ・ 「かながわ『いのちの授業』ワーク集」の各学校での活用事例を共有し、各学校における「いのちの授業」を通じた「ともに生きる社会 かながわ憲章」の理解促進を図る。

1いのちの授業

_

子どもたちの社会性や規範意識の低下、不登校やいじめ・暴力行為などの教育課題、自殺や若者の自立をめぐる問題が生じている中、他者への思いやりや自分を大切にする心を育み、かながわを担う人づくりを進めるため、学校の授業や行事、地域での活動など、様々な場面で「いのちの大切さ」や「他人へのおもいやり」などを伝え、共に学びあう取組み。県内すべての学校(幼稚園・認定こども園・小学校・中学校・中等教育学校・義務教育学校・高校・特別支援学校)で実施。

【令和元年度「いのちの授業」の事例数及び具体例】

校種	事例数	具体例
幼稚園及び認	95	・ 食育で、大きな鮭をおろす様子を見た。まな板が血に染まり「かわ
定こども園		いそう」と言う声がでたり、魚の生臭さに気づいたり、お腹の中が少
		しずつ見えてくると驚きながらも、興味津々で観察した。イクラが卵
		であることを知るとともに、魚の命をいただいていることを知り、い
		のちと食との関係を考えるきっかけとなった。
小学校	889	「自分の番 いのちのバトン」という詩を題材に、自分のルーツで
		ある「父・母」の家系図を5代前まで遡って紙に書いた。自分が生ま
		れるまでの命のつながりについては実感でき、10代前だと1,024人、20
		代前だと1,048,576人のつながりの中で、一人でも欠けたら自分が生ま
		れてこないことに気づいた。感想の中に、「自分が生まれたことは、
		奇跡だと思った。」「命を大切にしたいと思った。」などがあった。
中学校	414	・ 3年生の道徳の教科書「中学生の道徳 明日への扉」にある「あな
		たの命は誰のもの」という話を題材として、科学技術や医療の急速な
		進歩の中、決して軽々しく扱われるべきではない生命の尊さについて
		考え、自他の生命を尊重する態度を養うことをメインテーマとした。
		実際に使われている臓器提供意思カードやパンフレットを使い、臓器
		を提供される人、提供する人の立場になって考え、少人数のグループ
		で意見を出し合う。自分がどのような考えを持っているかを発表しあ
		いながら、考えを深めていく。この授業は、道徳の校内授業研究で行
		い、成果と課題について協議した。
高等学校及び	330	・ 教育相談コーディネーターより、高校生の自死について講話を行っ
中等教育学校		た。自死を選んだ本人の事情だけでは無く、残された級友、保護者の
		視点からの話も行い、本人のみならず、周りにも大きな影響があると
		別の視点からの話も行った。また、悩みがある場合に何処に相談した
disposition was		ら良いか、些細な事でも相談して良いことなど、再確認を行った。
特別支援学校	62	・ 延命治療を拒否していた祖父と、医師からの説明を受けて延命治療
		を許諾した家族の葛藤を描いた教材を扱った。尊厳死に対する複数の
		立場の新聞投稿を読みながら、登場人物のそれぞれの立場や心情を考
		えたり、記事の内容について話し合ったりする活動を行い、命につい
71		て多面的・多角的に考えることで、生命を尊ぶ心情を実感できた。
計	1, 790	

② いじめ・暴力行為などを防止するための普及啓発の推進

実	績	•	•	「かなな	がわ元気な	学校ネッ	トワー	ク推進会議」	を3回開催し、	「行きたくなる

「かながわ元気な学校ネットワーク推進会議2」を中心とした取組み

成 果|

取組み1

- 学校とは」等のテーマで協議した。
- ・ 地域の大人たちが子どもの"育ち"を応援する運動「かながわ子どもスマイル (SMILE)ウェーブ」の一環として、横須賀・湘南三浦・県央・中・県西の5地区 で地域フォーラムを開催し、児童・生徒によるいじめや暴力行為等の防止に向け た自校の取組みの発表の他、今後の取組みの協議を行った。
- ・ 学校での教育実践を県民に広く理解していていただくため、新聞等を活用した 広報活動を実施した(37回)。

2 かながわ元気な学校ネットワーク推進会議

子どもたちのいじめ・暴力行為及び不登校などの問題を防止し、県内のすべての学校や地域に子どもたちの笑顔があふれることを めざし、学校、保護者、関係機関・団体等、地域社会全体が一体となった取組みを推進するために設置した会議。推進会議は3つの プロジェクト(魅力ある学校づくり、関係機関との連携推進、地域との協働)の推進に対して提言・指導・助言を行う。

	・ 新たな不登校を生まない「魅力ある学校づくり調査研究事業 3」を横須賀市教
	育委員会に委託した。研究指定校での取組みを全県に周知した。
課題	・ 「平成30年度神奈川県児童・生徒の問題行動等調査」において、公立小・中学校に
	おけるいじめは、前年度認知した件数より5,229件多く、暴力行為は510件増加、不登
	校は884人増加した。特に小学校3、4年生での増加が課題である。
	・ 各学校や地域において、魅力ある学校づくりについて、教職員、児童・生徒、
	保護者、地域住民が共に考え、語り合っていく機会を確保することが課題である。
	・ 「魅力ある学校づくり調査研究事業」の取組みについて、より多くの事例を収集し
	たうえで、全県に普及していくことが課題である。
今後の	・ 小学校3、4年の児童に必要な指導の在り方や方法、効果的な指導事例等を「指導
対応方向	のポイント」として取りまとめ、全県指導主事会議等を通じて、全県に普及してい
	<. ○
	「かながわ元気な学校ネットワーク推進会議」での協議を基に、県PTA協議
	会等との連携等により、各学校・地域において、魅力ある学校づくりに向けた様々
	な対話の場が持たれるよう、地域フォーラムで児童・生徒・保護者・地域の方の対話
	を取り入れる等の取組みを促進していく。
	・ 「魅力ある学校づくり調査研究事業」の取組みを横須賀市全域に拡大し、事例を更
	に収集するとともに、その取組みの成果を全県に普及していく。
	・ 社会全体に、いじめ・暴力行為等の問題行動は見逃さないという機運を醸成すると
	ともに、地域全体で子どもたちの成長を支え、子どもの笑顔があふれる学校や地域づ
	くりをめざし、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動の導入及び両取組みの一
	層の促進を図っていく。
取組み2	小・中学校の「道徳の時間」の取組み
実績・	・ 道徳科授業の充実・改善のため、公立小・中学校(政令市・中核市を除く)を
成 果	対象に教員研修や研究授業・実践発表を実施した。受講者からは学習評価につい
	て具体的で分かりやすく、学校で取り組むことが明確になったという評価が得ら
	れた。
課題	・ いじめ認知件数の増加を踏まえ、道徳科の授業や教科書を活用し、児童・生徒全
	体で「いじめ問題」を考え、議論するような授業を展開していくことが課題である。
今後の	・ 「いのちの授業」の中心テーマの一つに「いじめを考える」を設定し、道徳科
対応方向	の授業や教科書を活用した実践事例を収集し、指導資料として取りまとめ、教員
	研修等で活用していく。

③ 不登校、いじめなどに対する相談体制や支援の充実

<u> </u>	1 #	<u> </u>	(で) (の) などに (の)			
取網	取組み 1 スクールカウンセラー ⁴ の配置・活用					
実	績		・ スクールカウンセラーを、政令市を除くすべての公立中学校174校(中学校区			
成		果	の小学校にも対応)に配置した。			
			・ 県立高等学校及び県立中等教育学校では、スクールカウンセラーを前年度より			
			7名増員し、82校を拠点校として配置した。			
			・ スクールカウンセラー等の資質向上のため、教育局にスクールカウンセラース			
			ーパーバイザー 5 (1名) を、横須賀市と4教育事務所にスクールカウンセラー			

3 魅力ある学校づくり調査研究事業

新たな不登校を生まないために、学校生活のあらゆる場面で、児童・生徒一人ひとりに活躍の場や役割を用意したり、「分かる授業」を工夫したりするなど、全ての児童・生徒が存在感を得られる「居場所づくり」や、豊かな人間関係づくりを後押しする「絆づくり」を図るなど、全教職員の共通認識のもと「魅力ある学校づくり」に取り組むことを目的とした国立教育政策研究所による委託事業。神奈川県は、令和元年度に委託を受けている。

4 スクールカウンセラー

臨床心理士等、児童・生徒の心の問題に対応するため、児童・生徒や保護者への相談・助言、教職員への助言等を行う職。

5 スクールカウンセラースーパーバイザー

スクールカウンセラーに対する指導・助言や、学校で重篤な事案が発生した場合の児童・生徒へのカウンセリング及び教職員への

____ アドバイザー ⁶ (5名)を配置した。

- ・ 子どもの発達の課題や虐待・貧困等、学校だけでは対応が困難な事例への効果 的な関わり方や、問題行動や不登校等の未然防止・早期発見・早期解決に向けた 「チーム学校」として相談体制や支援を充実するために、「スクールカウンセラー連絡協議会」をスクールソーシャルワーカーと合同で実施した。
- ・ 県立高等学校及び県立中等教育学校ではスクールカウンセラーによる相談を 18,351件(前年度比+1,580件) 実施した。

課 題

- ・ 緊急対応への適切な支援や、虐待・貧困等への効果的な関わり方等について、 すべてのスクールカウンセラーの更なる資質向上を図ることが課題である。
- ・ いじめ認知件数の増加を踏まえ、いじめの未然防止にスクールカウンセラーの 持つ知見を有効に活用していくことが課題である。
- ・ 県立高校における現状の配置では、1校の勤務が月2回程度の学校もあり、支援が 必要な生徒に対する継続的なカウンセリングや、教職員へのコンサルテーション・授 業時の巡回などのカウンセリング以外の業務が十分に遂行できないことが課題であ る。

今 後 の 対応方向

- スクールカウンセラーの一層の資質向上に資するために、「スクールカウンセラー業務ガイドライン」を活用した研修や、スクールカウンセラースーパーバイザーやスクールカウンセラーアドバイザー等の巡回相談等を引き続き実施するとともに、緊急対応への適切な支援を行うために、スクールカウンセラー連絡協議会において緊急支援に特化した内容の研修を実施する。
- いじめ防止に資するソーシャルスキル・トレーニング⁷やアンガーマネジメント⁸等について、スクールカウンセラーによる児童・生徒への啓発や教員への講習等を推進していく。
- ・ 県立高等学校及び県立中等教育学校では、スクールカウンセラーの更なる配置 拡充に努めていく。

取組み2 スクールソーシャルワーカー 9 の配置・活用

実 績 · 成 果

- ・ スクールソーシャルワーカーを、公立小・中学校(政令市・中核市を除く)に 前年度より2名増員し44名を配置した。また、県立高校には平成30年度から30名 配置し、すべての県立学校に対応した。
- スクールソーシャルワーカーの資質向上のため、教育局にスクールソーシャルワーカースーパーバイザー ¹⁰ (2名) を配置した。
- ・ 公立小・中学校(政令市・中核市を除く)では、スクールソーシャルワーカー の配置増により、更に学校と関係機関との連携が進み、さまざまな悩みを抱える 児童・生徒に適切な支援を提供することができた。
- ・ 県立学校では、スクールソーシャルワーカーの配置により、本人及び保護者と の面談や関係機関との連携等、5,845回(前年度比+459回)対応した。

課 題

・ 家庭の生活環境や経済的な問題、親子関係等に関する相談の件数が年々増加するとともに、今後も増加が見込まれる外国につながりのある児童・生徒への支援

コンサルテーションなどを行う職。

6 スクールカウンセラーアドバイザー

特に経験豊富なスクールカウンセラーが担い、スクールカウンセラーに対する指導・助言や重大な事案又は緊急に対応する必要がある事案が発生した学校等に対する助言などを行う職。

7 ソーシャルスキル・トレーニング

対人関係や社会生活を営むための基本的な技能をトレーニングにより、育てる方法。

8 アンガーマネジメント

怒りの感情と上手に付き合うための心理教育、心理トレーニング。

9 スクールソーシャルワーカー

社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童・生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行う職。

10 スクールソーシャルワーカースーパーバイザー

スクールソーシャルワーカーに対する指導・助言、スクールソーシャルワーカーの活動状況の取りまとめ、事業の方向性等についての検討及び県教育委員会が行う研修会及び連絡協議会での指導・助言などを行う職。

等、引き続きスクールソーシャルワーカーの配置拡充や効果的な配置の検討を行うことが課題である。

・ スクールソーシャルワーカーとの協働による効果的な校内支援体制の構築や、より 一層の資質向上を進めることが課題である。

今 後 の 対応方向

- ・ 令和2年度は、スクールソーシャルワーカーを公立小・中学校(政令市・中核 市を除く)に2名増員の46名を、外国につながりのある児童・生徒の割合が多い 地域に配置する等、効果的な配置をしていく。
- ・ スクールソーシャルワーカーの一層の資質向上に資するために、スーパーバイザーの巡回やスクールソーシャルワーカー連絡協議会等における事例研究を行う。また、講演、教職員への研修等を引き続き実施し、校内支援体制の構築に向けた、より効果的なスクールソーシャルワーカーの活用を推進していく。

取組み3 不登校の児童・生徒への支援

実績・成果

- ・ 不登校の児童・生徒の社会的自立や学校生活の再開に向けた支援を行うため、 フリースクール等と学校教育関係機関による「神奈川県学校・フリースクール等 連携協議会」を2回開催した。
- ・ 同協議会主催で、児童・生徒、保護者等を対象にした不登校相談会を9回開催 した。うち7回は進路情報説明会も同時開催。延べ999名が来場した。
- ・ 各市町村教育委員会(政令市を除く)で不登校の児童・生徒への支援を行う教育支援センター ¹¹ 専任の教員を対象とした連絡協議会を開催し、効果的な支援法等について協議した。

課 題

- ・ 「不登校というだけで問題行動と捉えない」などの見方や考え方を社会全体で 共有するとともに、学校では、フリースクール等での活動を多様な学びの一つと して認め、積極的に指導要録上の「出席扱い」としていくことが必要である。そ のために学校とフリースクール等とのより具体的な連携を図ることが課題であ る。
- ・ 不登校の要因や背景が、児童・生徒の発達障害や起立性調節障害、家庭環境の 課題など多様化している状況を受け、教育支援センター専任の教員が、医療、福 祉等の専門機関とのネットワークをより充実させていくために、ソーシャルワー クのスキルをより高めていくことが課題である。

今 後 の 対応方向

- ・ 引き続き「神奈川県学校・フリースクール等連携協議会」による不登校相談会 や進路情報説明会を開催するとともに、不登校の考え方や、不登校の児童・生徒 が地域で学ぶしくみなどを広く紹介するホームページを作成していく。
- ・ 不登校の児童・生徒の支援の在り方等を県民とともに考えていく契機とするため、連携協議会主催のフォーラムを開催していく。
- ・ 学校向けの啓発資料を改訂し、不登校の児童・生徒のフリースクール等での活動を積極的に「出席扱い」と認めることの必要性や、「支援シート」の有効な活用法を新たに盛り込み、全県へ周知していく。
- ・ 平成28年度から県立保健福祉大学と連携し、学校の教員を対象に実施してきた「ソーシャルワークの視点をもった教員の養成研修」に教育支援センターの専任の教員を受講対象とするとともに、教育支援センター向けの「手引き」を新たに作成していく。

取組み4 中学校夜間学級 12 の設置の検討

実 績 · 成 果

・ 県及び全市町村教育委員会の主管課長で構成する「中学校夜間学級等連絡協議 会」を3回開催した。中学校夜間学級の設置に係る調査研究を行う「中学校夜間

11 教育支援センター

不登校児童・生徒の社会的自立を目的として、集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善等のための相談・指導(学習指導を含む)を、在籍校と連携して組織的・計画的に行うために、市町村教育委員会が設置。

12 中学校夜間学級

様々な事情により中学校を卒業していない方々を対象に、中学校卒業資格を取得することを目的に義務教育の機会を提供するもの。夜間中学校ともいう。

	学級の設置に関する検討協議会」を1回開催した。複数の市町村から生徒を受入
	れる広域的なしくみづくり等に関する協議を行う「中学校夜間学級設置準備協議
	会」を1回開催した。
	・ 広報啓発及び県内のニーズを把握するために、夜間中学に関する映画の上映及
	び体験授業等を行う「夜間中学体験会」を開催した。
課題	
	議を深める必要がある。
	・ 新たな中学校夜間学級の仕組みとして、広域的に生徒を受入れる仕組みづくりを進
	めていくことが課題である。
	・ 県民に向け更なる広報活動を図ることが課題である。
今後の	・ 新たな中学校夜間学級の設置に向けて、設置を検討している市町村教育委員会
対応方向	と、県立施設の活用や人的配置について、具体的な検討・協議を進めていく。
ניין נכיטיו ניא	・ 広域的に生徒を受け入れるしくみづくりに向け、県教育委員会及び関係市町村教育
	委員会が参加する中学校夜間学級設置準備委員会において、経費の応分負担や事務
	分担等について協議を行う。
	・ 県民に向けた広報として、設置を検討している市町村教育委員会と連携し、夜間中
	学体験会等を開催する。
取組み5	す体験会では
実績・	・ 児童・生徒及び教員の死亡事案や不祥事など重大な事案が発生した際に、対応
美	
八 未	
	委員会の指導主事や臨床心理士等による「学校緊急支援チーム」を18回派遣し、
	全校集会等における心理教育や個別の生徒のカウンセリングを実施した。
	・ 適切な支援ができるようにするために、指導主事を対象に、スクールカウンセ
	ラースーパーバイザーによる研修を実施した(22名参加)。また、「学校緊急支
	援チーム連絡協議会」を開催し、臨床心理士(10名)と指導主事等(9名)が参
-m - n-	加し、情報共有及び事例検討を行った。
課題	・ チーム構成員のより一層のスキルアップを図ることが課題である。
A (1) -	・ 緊急時に対応可能な臨床心理士を十分に確保することが課題である。
今後の	・ チーム構成員のより一層のスキルアップを図るために事例検討等を行い、公立
対応方向	学校の派遣要請に応じて、教職員・生徒・保護者に適切な支援ができるよう努め
	ていく。
	ていく。 ・ 事案発生後すみやかに臨床心理士の派遣依頼ができるよう、円滑な連絡・調整
	ていく。 ・ 事案発生後すみやかに臨床心理士の派遣依頼ができるよう、円滑な連絡・調整に努めていく。
取組み6	ていく。 事案発生後すみやかに臨床心理士の派遣依頼ができるよう、円滑な連絡・調整に努めていく。「ソーシャルワークの視点をもった教員の養成研修」の実施
実 績・	 ていく。 事案発生後すみやかに臨床心理士の派遣依頼ができるよう、円滑な連絡・調整に努めていく。 「ソーシャルワークの視点をもった教員の養成研修」の実施 教育相談コーディネーターが、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワ
	 ていく。 事案発生後すみやかに臨床心理士の派遣依頼ができるよう、円滑な連絡・調整に努めていく。 「ソーシャルワークの視点をもった教員の養成研修」の実施 教育相談コーディネーターが、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関等と効果的に連携して児童・生徒を支援できるようにするた
実 績・	 ていく。 事案発生後すみやかに臨床心理士の派遣依頼ができるよう、円滑な連絡・調整に努めていく。 「ソーシャルワークの視点をもった教員の養成研修」の実施 教育相談コーディネーターが、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関等と効果的に連携して児童・生徒を支援できるようにするため、県立保健福祉大学と連携し、ソーシャルワークに関して一定の知識やスキル
実 績・	 ていく。 事案発生後すみやかに臨床心理士の派遣依頼ができるよう、円滑な連絡・調整に努めていく。 「ソーシャルワークの視点をもった教員の養成研修」の実施 教育相談コーディネーターが、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関等と効果的に連携して児童・生徒を支援できるようにするため、県立保健福祉大学と連携し、ソーシャルワークに関して一定の知識やスキルの習得を行う「ソーシャルワークの視点をもった教員の養成研修」を実施した。
実 績・	ていく。 ・ 事案発生後すみやかに臨床心理士の派遣依頼ができるよう、円滑な連絡・調整に努めていく。 「ソーシャルワークの視点をもった教員の養成研修」の実施 ・ 教育相談コーディネーターが、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関等と効果的に連携して児童・生徒を支援できるようにするため、県立保健福祉大学と連携し、ソーシャルワークに関して一定の知識やスキルの習得を行う「ソーシャルワークの視点をもった教員の養成研修」を実施した。・ 公立小・中学校(政令市を除く)から10名、県立高等学校及び県立中等教育学校か
実績・ 成果	ていく。 ・ 事案発生後すみやかに臨床心理士の派遣依頼ができるよう、円滑な連絡・調整に努めていく。 「ソーシャルワークの視点をもった教員の養成研修」の実施 ・ 教育相談コーディネーターが、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関等と効果的に連携して児童・生徒を支援できるようにするため、県立保健福祉大学と連携し、ソーシャルワークに関して一定の知識やスキルの習得を行う「ソーシャルワークの視点をもった教員の養成研修」を実施した。・ 公立小・中学校(政令市を除く)から10名、県立高等学校及び県立中等教育学校から20名の教育相談コーディネーターが参加した。
実 績・	 ていく。 事案発生後すみやかに臨床心理士の派遣依頼ができるよう、円滑な連絡・調整に努めていく。 「ソーシャルワークの視点をもった教員の養成研修」の実施 教育相談コーディネーターが、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関等と効果的に連携して児童・生徒を支援できるようにするため、県立保健福祉大学と連携し、ソーシャルワークに関して一定の知識やスキルの習得を行う「ソーシャルワークの視点をもった教員の養成研修」を実施した。 公立小・中学校(政令市を除く)から10名、県立高等学校及び県立中等教育学校から20名の教育相談コーディネーターが参加した。 地域の不登校支援の中核となる教育支援センター専任の教員も、医療、福祉等
実績・ 成果	ていく。 ・ 事案発生後すみやかに臨床心理士の派遣依頼ができるよう、円滑な連絡・調整に努めていく。 「ソーシャルワークの視点をもった教員の養成研修」の実施 ・ 教育相談コーディネーターが、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関等と効果的に連携して児童・生徒を支援できるようにするため、県立保健福祉大学と連携し、ソーシャルワークに関して一定の知識やスキルの習得を行う「ソーシャルワークの視点をもった教員の養成研修」を実施した。・ 公立小・中学校(政令市を除く)から10名、県立高等学校及び県立中等教育学校から20名の教育相談コーディネーターが参加した。 ・ 地域の不登校支援の中核となる教育支援センター専任の教員も、医療、福祉等の専門機関とのネットワークをより充実させていくために、ソーシャルワークの
実績・ 成果	 ていく。 事案発生後すみやかに臨床心理士の派遣依頼ができるよう、円滑な連絡・調整に努めていく。 「ソーシャルワークの視点をもった教員の養成研修」の実施 教育相談コーディネーターが、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関等と効果的に連携して児童・生徒を支援できるようにするため、県立保健福祉大学と連携し、ソーシャルワークに関して一定の知識やスキルの習得を行う「ソーシャルワークの視点をもった教員の養成研修」を実施した。 公立小・中学校(政令市を除く)から10名、県立高等学校及び県立中等教育学校から20名の教育相談コーディネーターが参加した。 地域の不登校支援の中核となる教育支援センター専任の教員も、医療、福祉等

13 学校緊急支援チーム

一が、校内の教育相談体制の充実を図るとともに、スクールソーシャルワーカーとの

協働による活動実践報告等を行うなど、学校間の情報共有体制に課題がある。

児童・生徒の事故などの重大な事案が発生した場合に、学校への指導・助言や、児童・生徒・保護者などに対する心のケアなどの 支援を行うチーム。

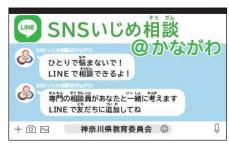
今 後 の 対応方向

- ・ 市町村教育委員会(政令市を除く)と連携し、「ソーシャルワークの視点をもった教員の養成研修」の受講対象に、教育支援センターを担当している専任の教員を新たに追加し、関係機関との連携を推進していく。
- ・ より効果的な研修になるよう、県立保健福祉大学と連携して研修内容の充実を 図っていく。
- ・ 地区内の教育相談コーディネーターが、スクールソーシャルワーカーと効果的 な連携を図り、校内支援体制を確立できるように、教育相談コーディネーター会 議等の内容の充実を図っていく。

取組み7 教育相談事業の実施

実績・成果

- ・ 県内すべての中高生約44万人を対象に無料通信アプリ「LINE」を活用して、「SNSいじめ相談@かながわ」を8月26日から9月22日までの4週間、毎日18時から21時まで実施した。
- ・ 1,473件の相談に対応し、相談後のアンケートでは、「相談は役に立った」「また相談したい」とする意見がいずれも7割超にのぼり、肯定的な評価を得ることができた。



相談カード(表面)

- ・ 不登校やいじめといった学校生活に関する悩みや困りごと、子育てや養育といった家庭生活に関する悩みや困りごと等に対応するため、児童・生徒及び保護者等を対象に、県立総合教育センターへの来所相談、専用の電話回線による電話相談、電子メールによる相談を実施した。
- ・ 来所相談は5,078件(昨年度比-158件)に、電話相談は6,924件(昨年度比+356件)に、電子メールによる相談は85件(昨年度比+1件)に対応した。

課 題

・ 寄せられる悩みや困りごとの内容は多岐に渡っているので、それぞれの相談に きめ細かく対応していくことが課題である。

今 後 の 対応方向

- ・ 令和2年度は、「SNSいじめ相談@かながわ」の通年(5月から3月まで)で の相談を受ける体制を整え、相談体制の充実を図っていく。
- ・ 多岐にわたる相談内容に対応するために、相談員のスキルの向上を図り、児 ・ 生徒や保護者等からの相談に適切に対応していく。
- ・ 児童・生徒を取り巻く状況の改善や問題の解決を図っていくために、相談者の ニーズを的確に把握し、支援策の検討や適切な情報提供を行う。複雑で深刻と思 われるケースでは、積極的に関係機関との連携・協働を図っていく。

取組み8 いじめ防止の研修の実施

実績・成果

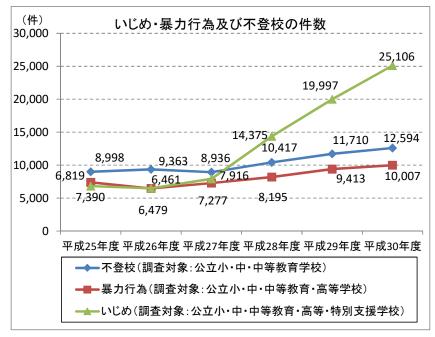
・ いじめ防止対策推進法及び神奈川県いじめ防止基本方針に対する教職員等の理解を深めるため、生徒指導担当者会議やスクールカウンセラー連絡協議会の中で情報提供やグループに分かれての研究協議を実施した。

課 題

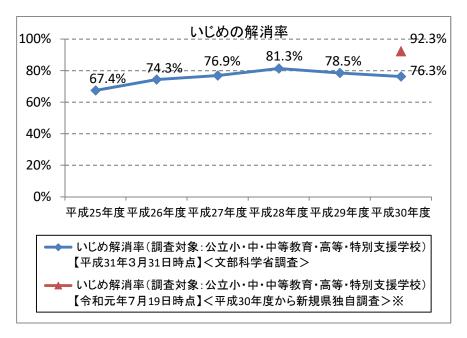
・ 各県立学校で実施する研修において、いじめに対する教員の理解をより深めること に課題がある。

今 後 の 対応方向

・ 各種会議において、引き続きいじめに関する情報提供を行い、各学校でいじめの早期発見、組織的な対応やいじめに対する教員の理解をより深められる研修を 実施する。



文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」より



文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」および、 神奈川県「神奈川県児童・生徒の問題行動等調査」より作成

※当該年度内に認知したすべてのいじめについて、各学校が、年度を越えて、情報を引き継ぎながら、解消に向けた指導・支援、見守りを続ける必要があるため、「神奈川県児童・生徒の問題行動等調査」では、平成30年度分の調査から、当該年度内に認知したいじめの翌年度の7月時点における解消率を調査項目として新たに加えた。

2 インクルーシブ教育の推進

① 多様な学びの場のしくみづくり

取組み1	インクル―シブ教育実践推進校 14 の取組み
実績・	・ 生徒が高校を卒業した後に社会で活躍するために、インクルーシブ教育実践推
成果	進校のパイロット校3校で、キャリア教育(3学年合わせて12~13単位)を実施
	したほか、職場見学・インターンシップ(3学年合わせて13~30か所)を実施し
	たことにより、生徒が将来の進路を具体的に考える機会となり、3年生は進学や
	就職等に生かすことができた(大学等13.8%、職業訓練機関27.6%、就職
	41.4%、福祉サービス17.2%)。
	・ また、インクルーシブ教育実践推進校14校で新たな特別募集による入学者選抜
	を円滑に実施するため、すべての公立中学校長が出席する中学校・高等学校進路
	相談連絡会を地区ごとに開催し(延べ8回)、入学者選抜に向けた情報を共有し
	た。
課題	・ 新たにインクルーシブ教育実践推進校に指定した県立高校11校において、令和2年
	度に特別募集による生徒が入学することから、すべての生徒が共に学ぶために、だれ
	にでも分かりやすい授業づくりや、ティーム・ティーチング等の多様な形態の指導・
	支援の定着が課題である。
今後の	・ インクルーシブ教育実践推進校連絡協議会などにおいて、パイロット校の成果
対応方向	を生かして、インクルーシブ教育実践推進校への指導・助言や学校間の情報共有
	を引き続き行っていく。
取組み2	「みんなの教室 ¹⁵ 」の取組み
実績・	・ 平成30年度まで実施した「みんなの教室」モデル事業の成果を踏まえて、小学
成 果	校から高校までの連続したインクルーシブ教育の推進を図るため、教育相談コー
	ディネーターである教員の授業の負担を軽減する非常勤講師を公立小学校(政令
	市を除く)に新たに配置し、コーディネーターを中心とする校内支援体制を整備
	した。 (15市町、15校)
課題	
	での取組みが進むよう普及していくことが課題である。
今後の	
対応方向	町村において配置校がインクルーシブ教育推進のモデルとなるよう支援してい
	ζ.
取組み3	インクルーシブ教育の理解啓発
実績・	1 1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
成 果	* =
	校」をテーマに、「みんなの教室」のモデル校やインクルーシブ教育実践推進校
	のパイロット校による実践報告及びパネルディスカッションを実施した(市町共
-m	催3回、県主催1回、延べ810人参加)。
課題	
	教育委員会や学校、家庭、地域が、協働して主体的に「インクルーシブな学校づく」
A 46	り」を進めていけるようにすることが課題である。
今後の	
対応方向	実践報告などを行うことで、参加者が自分と関係のある地域のこととして理解し、

14 インクルーシブ教育実践推進校

県立高校改革実施計画の中で、知的障がいのある生徒の高校教育を受ける機会を拡大するため、平成28年度にインクルーシブ教育 実践推進校のパイロット校に指定した県立高校3校で、すべての生徒ができるだけ同じ場で共に学び共に育つインクルーシブ教育を 実践している。令和元年度には、新たに県立高校11校を指定し、合わせて14校となった。

15 みんなの教室

公立小・中学校(政令市を除く)において、すべての子どもができるだけ通常の学級で共に学びながら、一人ひとりのニーズに応じた指導・支援を受けることができるしくみのこと。

「インクルーシブな学校づくり」を進めるために自分にできることを考えられるよう内容を工夫していく。

・ 幅広い県民の理解を得るため、機会を捉えてリーフレット「かながわのインクルー シブ教育の推進」を活用するなどして基本的な内容を周知していく。

取組み4 県立高校の通級指導 16 導入校の取組み

実績・成果

・ 障がいによる学習上、生活上の困難の克服のため、県立高校3校で通級による 指導を実施し、対象生徒の学習上、生活上の困難の把握、個別の指導計画の作成 により、生徒一人ひとりに寄り添った指導を行うことができた。(対象生徒数18 人[令和元年9月1日時点])

課是

- 通級による指導以外でも生徒が安心かつ集中して授業に臨めるようにすることに課題がある。
- 通級指導導入校以外の生徒に対しても機会を広げることに課題がある。

今 後 の 対応方向

- 通級による指導以外でも生徒が安心して学校生活を送れるよう、各学校において、人権教育等の視点を含めた校内支援体制の構築及び指導方法を工夫・改善していく。
- ・ 令和2年度から、県立横浜修悠館高等学校で県立高校等に在籍する生徒を対象 とする他校通級指導を実施する。

取組み5 教育相談コーディネーターの養成

実績・成果

- ・ 児童・生徒が抱える諸問題への適切な支援と校内教育相談体制を構築し、校内 の教職員や関係機関との連携、学習支援のための教材の提供やICTの活用など をコーディネートできる人材の養成を図るため、「教育相談コーディネーター養 成研修講座」を実施し、168人(公立小・中学校(政令市・中核市を除く)、県 立高等学校及び県立中等教育学校の教員)が受講した。
- ・ 講義「保護者との協働」や実践報告「個別教育計画の活用」等を実施し、研修 講座アンケートの自己評価の平均点は3.5(4点満点)となり、教育相談コーディネーターの役割の理解、実践への知識が習得できた。

課 題

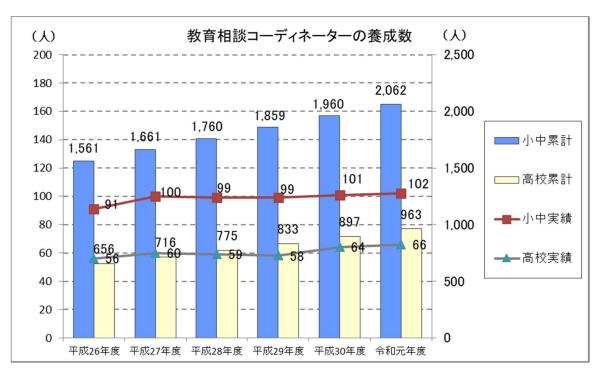
- ・ 生徒の教育的ニーズが多様化、複雑化しているため、教育相談コーディネーター養成研修講座に対して、学校から定員を上回る受講希望があり、受講希望のあったすべての学校に対応できなかったことが課題である。
- ・ 県立総合教育センターの教育相談において、不登校を主訴とする高校生の相談件数 が最も多く、高止まりの傾向にあるため、学校の不登校への理解を深め、社会的自立 に向けての支援を充実することに課題がある。

今 後 の 対応方向

- 教育相談コーディネーター養成研修講座の定員を増員していく。
- ・ 講義・演習「不登校の理解と支援」、実践報告「通級指導導入校の実際」等を 新設し、内容の充実を図っていく。

16 诵級指導

障がいのある生徒(自閉症、情緒障害、学習障害、注意欠陥多動性障害を主たる障がいとする生徒)に対して、大部分の授業を在籍学級で行いながら、一部、特別の教育課程を編成し、障がいに応じた特別の指導を行うこと。



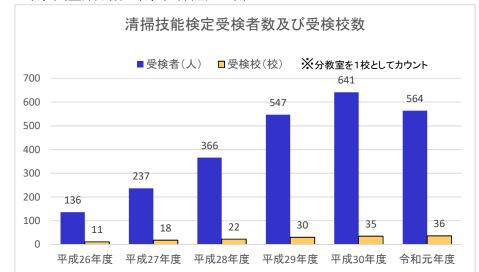
県立総合教育センター取りまとめ資料より作成

② 専門的な指導や支援の充実

取組み1 特別支援学校生徒の就労支援

実績・成果

- ・ 社会自立支援員を活用し、実習先等の開拓、卒業生等の職場訪問、在校生の職場学習への助言など、ニーズに合った支援を実施した。
- ・ 社会自立支援員による生徒の実習先及び勤務先協力企業として、239事業所を新規開拓した。
- ・ 清掃技能検定を年2回実施し、36校延べ564名の生徒が受検した。(タオル163名、自在ぼうき202名、モップ52名、スクイジー20名、ダスタークロス103名、真空掃除機10名、総合種目14名)



課 題

- ・ 社会自立支援員が開拓した新規事業所について、学校間で情報共有し、各学校における一人ひとりの生徒の実態に合わせた就労支援の充実につなげることが課題である。
- ・ 清掃業務の事業所で求められる、より実践的な種目(総合種目、真空掃除機、スクイジーなど)の受検者が少ないことが課題である。
- ・ 清掃技能検定について、特別支援学校の就労支援を促進するために、企業や保護者

など、関係者のより一層の理解を図る取組みが課題である。

今 後 の 対応方向

- ・ より生徒の実態にあう就労先を見つけるためには、社会自立支援員が開拓した 新規事業所に関する情報を各学校がタイムリーに知ることが必要であり、学校間 での効果的な情報共有の方法について検討し、実施していく。
- 現場実習の受け入れ先の開拓や就労支援において、地域の商工会議所等と連携 し、成果をあげている県立特別支援学校の取組みを、全校へ拡大していく。
- ・企業における特別支援学校の生徒の就労支援への理解啓発のために、県教育委員会のホームページ上に相談窓口を開設し、あわせて企業等に配布しているリーフレット「自立をめざして」の内容の充実を図っていく。
- コミュニティ・スクール全校導入にあわせて、地域と結びついた就労支援について検討するよう、学校に働きかけていく。
- ・ 清掃業務の事業所で求められる、より実践的な種目を指導する教員について、 神奈川県特別支援学校清掃技能検定に係る審査員養成研修において養成してい く。
- ・ 清掃技能検定についての案内を関係部局と連携して企業へ知らせるとともに、 保護者への周知について学校と相談しながら進めていくことで、企業や保護者の 参観者数の増加につなげていく。

取組み2 県立特別支援学校における医療的ケアの充実

実績・成

- ・ 教育、医療、福祉等関係者及び保護者から構成された県立特別支援学校医療ケア等支援事業ワーキンググループからの報告を踏まえて、医療的ケアの共通の手引きや人工呼吸器療法ガイドライン等、今後の対応について当面の方策をとりまとめた。
- ・ 公立小・中学校において、医療的ケアを必要とする児童・生徒に対し、県立特別支援学校に配置した看護師を小・中学校に派遣し、当該市町村教育委員会が安全に医療的ケアを実施できる体制を整備するための支援を実施した。
- 医療的ケアに従事する非常勤看護師3名を増員した。

課 題

- ・ 医療的ケアの共通の手引きや人工呼吸器療法ガイドライン等について、各学校の実 践を検証することに課題がある。
- ・ 公立小・中学校における医療的ケア支援体制整備事業の取組事例について、市町村 教育委員会へ周知が不足していることが課題である。
- ・ 高度な医療的ケアを必要とする児童・生徒の増加に伴い、看護師の確保に課題がある。

今 後 の 対応方向

- 医療的ケアの共通の手引きや人工呼吸器療法ガイドライン等について各学校の 実践を検証したうえで、必要な改訂を行い、さらに各県立特別支援学校において 医療的ケアへの対応実績を積み重ねていく。
- ・ 公立小・中学校における医療的ケア支援体制整備事業の取組事例について、市 町村教育委員会へ周知を図っていく。
- ・ 人工呼吸器療法等の高度な医療的ケアに対応するため、引き続き看護師の増員 に努めていく。

取組み3 県立高校における障がいのある生徒に配慮した就労支援 高校

実績・成果

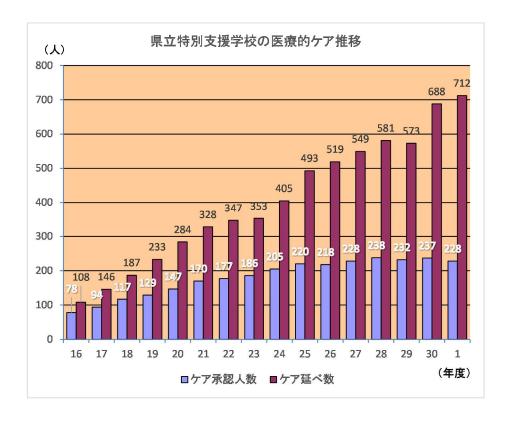
・ 生徒の勤労観・職業観を育み、自己理解を進める取組みの一環として、関係機関と連携し、就労体験活動(インターンシップ)等を実施した(2校4人実施)。

課 題

・ 配慮が必要な生徒の就労体験活動を受け入れられる企業を充実させ、希望するすべての生徒が就労体験できるようにすることが課題である。

今 後 の 対応方向

・ 県庁インターンシップの受け入れ依頼を行う際に、配慮が必要な生徒の積極的 な受け入れについて協力要請するなど、生徒の就労支援の充実を図っていく。



3 「外国につながりのある児童・生徒」への指導・支援の充実

① 「外国につながりのある児童・生徒 ¹⁷」 への更なる指導・支援の充実

取組み1 「外国につながりのある児童・生徒」への支援体制の充実 実 績 ・ 「帰国児童・生徒教育及び国際教室担当者連絡協議会

果

- ・ 「帰国児童・生徒教育及び国際教室担当者連絡協議会」及び「外国につながり のある子ども支援のための関係機関連絡会」を開催し、日本語指導や生活支援等 の工夫例、及び県内NPO団体等の取組みについて情報共有や協議を実施した。
- ・ 「外国につながりのある児童・生徒への指導・支援の手引き」の全面改訂作業 を進め、その経過について全県指導主事会議等で周知した。
- ・ 国の補助事業を活用し、厚木市教育委員会の取組みに対して、経費の一部を補助した。また、地域人材を活用した日本語指導等の取組事例等について全県に周知した。
- ・ 2市町を対象に、多言語翻訳 I C T機器の効果的な活用についての検証を行った。
- ・ 令和元年度に国が初めて実施した「外国人の子供の就学状況等調査」により、本県において、不就学の可能性があると考えられる外国籍の子どもが、2,290人確認されたことを受け、全市町村教育委員会の所管課長を集めた会議を臨時に開催し、外国籍の子どもの就学促進について、情報共有や協議を実施した。

課 題

成

- ・ 習慣や制度の違いなどによる家庭生活上の課題に対して、学校での支援では対 応が十分でないという課題がある。
- ・ 児童・生徒の国籍が多様化する中、それぞれの母語の通訳ができる人材の確保 や必要なタイミングで学校等に派遣することが困難であることが課題である。
- ・ 外国籍の子どもの就学促進について、外国人家庭の転出入が頻繁な都市部にお ける状況把握が困難であること等が課題である。

¹⁷ 外国につながりのある児童・生徒

[「]日本国籍であっても母語が日本語でない児童・生徒」や「家族が外国にルーツを持つ児童・生徒」など、外国籍を持つ児童・生徒だけでなく、民族、文化など様々な背景を持った児童・生徒。

今 後 の 対応方向

- ・ 「外国につながりのある児童・生徒への指導・支援の手引き(改訂版)」を発 行し、積極的な活用を促す。
- ・ 外国につながりのある児童・生徒への支援に当たりスクールソーシャルワーカーを活用するとともに、市町村教育委員会と連携して充実を図っていく。
- ・ 国の補助事業を活用した経費の一部補助対象を3市町に拡大する。多言語翻訳 I C T機器の効果的な活用についての検証結果を、全県へ周知していくととも に、県内NPO団体等との連携を一層強め、日本語指導を含む支援の充実を図る。
- ・ 外国籍の子どもの就学促進に向けた状況把握のための効果的な取組事例等を収 集し、全市町村教育委員会の担当者会議等を通じて普及を図る。

取組み2 多文化教育コーディネーター 18 や学習支援員 19 の派遣

実績・成果

・ 外国につながりのある生徒に対応するため、NPO等と連携し多文化教育コーディネーター、生活支援者及び学習支援員を外国につながりのある生徒が多く在籍する県立高校に派遣し、継続的な学習や学校生活を支援した。

課 是

・ 各校からの派遣回数の増加や対象校の増加等の要望に対応できないこと、多文化教育コーディネーターの人材確保に課題がある。

今 後 の 対応方向

- ・ 対象校の見直しを行い、対応が必要な学校の精査を行うとともに、学校における学習や学校生活の支援を継続して実施し、個別の支援を推進していく。
- ・ 「プレスクール」による入学前からの支援、「高校生活支援」による在学中の 支援充実、「週末地域日本語・学習支援」による学校外における地域ぐるみの支 援といった3つの柱の実現に向けて、令和2年度から横浜北東・川崎地区の4校 において、日本語指導員を配置し、入学前から卒業までのトータルで支援を行っ ていく。

取組み3 日本語を母語としない生徒の県立高校進学への支援

実績・ 成果

・ 各学校で行う入学者説明会、学校説明会や12月に県が実施する県外・海外等からの志願者説明会を円滑に行うために、通訳が必要な方に通訳者を派遣した。

課 題

 各説明会の参加者の多言語化や、通訳を必要とする学校数の増加に伴い、学校への 通訳派遣回数増加に適切に対応していくことが課題である。

今 後 の 対応方向 ・ 今後も各学校で開催される説明会等の円滑な運営のため、学校の要望に応えられるよう通訳の派遣回数の確保に努めていく。

有識者の意見

【大柱全体を通して】

○ 神奈川県は平成28年10月に「ともに生きる社会かながわ憲章」を制定し、共生社会の実現に向けた県民総ぐるみの取組みを宣言している。県内の学校教育でもこの考え方を推進すべく様々な施策による"人づくり"を図っており、令和元年度についても着実にこれを実践してきたと評価できる。

【中柱1一①について】

○ 自己の「いのち」はもちろん、他者の「いのち」、更に他の生物の「いのち」をも大切にする心を育むことは、教育の最も大切な使命である。平成29年度に「かながわ『いのちの授業』ハンドブック」、平成30年度にこの概要版リーフレット、令和元年度には「かながわ『いのちの授業』ワー

18 多文化教育コーディネーター

日本語を母語としない生徒が、学校生活を円滑に送ることができるよう、各学校と相談の上、適切なサポーターを選任。日本語学習の支援、職員研修会の実施、通訳派遣等の必要な支援をコーディネートする。

19 学習支援員

日本語の理解が十分でない生徒が、円滑に学習に取り組むことができるよう、各学校と相談の上、必要な支援を行う。学習支援スタッフとしてかながわハイスクール人材バンクに登録された者で、かつ、外国につながりのある生徒の母語や文化について理解のある者。

ク集」が作成される等、かながわの「いのちの授業」の取組みが年々充実してきている。

【中柱1-②について】

○ 県内公立学校のいじめ認知件数及び暴力行為発生件数は増加している。いじめ・暴力行為の根底には、「いのち」を大切にする心の欠如がある。「道徳の時間」や「特別活動」等を通して、「いのちの授業」の一層の充実を図ると同時に、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動等を活用して、地域全体で子どもたちの成長を支援し、いじめ・暴力行為は絶対に許さないという雰囲気を醸成していくことが大切である。

【中柱1-3について】

○ 取組み1、取組み2、取組み6については、複雑で多様な教育的ニーズへの積極的取組みとして 評価する。各学校においては、児童・生徒が抱える諸問題への対応に、教育相談コーディネーター が果たす役割が非常に大きい。今後は、取組み6の研修を受講した教育相談コーディネーターを核 とした、校内の支援体制の確立が求められる。

"不登校、いじめ・暴力行為への対応の強化"の成果は、必ずしもすぐに現れるものではないが、その兆候を早期に把握し、対応するためにも、児童・生徒、教職員及び保護者が安心して相談できるような体制整備、解決するしくみの定着、直接的な対応要員の養成は真に急がれる課題と思われる。

取組み4の中学校夜間学級の設置は、様々な事情により中学校で十分学べないまま学齢期を過ぎた方が学び直す場であり、また、外国につながりのある方が、日本でよりよく生きる力を育成するという意義もある。昨今の状況を鑑みると、設置に向けた協議を加速する必要がある。

【中柱2一①について】

○ 取組み3については、インクルーシブ教育推進に対する積極的な取組みを評価するが、まだ基本的な内容についての県民の理解は低く、「インクルーシブ」という言葉さえ、県民に十分に浸透していない。インクルーシブ教育の理解啓発に当たっては、基本的な言葉や内容を丁寧に説明する等、県民にとって分かりやすいPR活動に力を入れる必要がある。

【中柱3一①について】

○ 平成31年4月より「特定技能」による外国人材受入制度が開始され、今後更に外国につながりのある児童・生徒が増加する可能性がでてきている。これらの家族の生活支援と連携した学習支援員、コーディネーターの派遣、学校における相談支援要員の配置・充実等は、計画的に推進することが必要と思われる。